

<以下仮訳ですので、ご使用に当たっては原文をご確認ください>

中华人民共和国黄河保护法(草案)

第1章 総則

第1条（制定目的）

黄河流域の生態保護を強化し、黄河の安全を確保し、水資源の保全と集中的な利用を促進し、質の高い開発を推進し、黄河文化を保護・継承・促進し、生態文明の建設を促進するために、本法を制定する。

第2条（適用範囲）

黄河流域の生態保護と質の高い開発、並びに各種の生産・生活活動、開発・建設活動は、本法を遵守しなければならない。

本法で言及する黄河流域とは、黄河本流、支流、及び湖沼等の集水域であり、関係する地域は、青海省、四川省、甘肅省、寧夏回族自治区、内蒙古自治区、山西省、陝西省、河南省、山東省の関連する県級行政区を含む。

第3条~第15条まで、省略

第2章 計画及び管理

第16条（黄河流域計画）

国家建設は、国家開発計画によって主導される。土地利用計画に基づき、特別計画、地域計画によって黄河流域計画体系支援し、黄河流域の生態保護と質の高い発展を促進する為に指導、拘束する。

第17条（国務院及び県級地方政府による黄河保護）

国務院及び黄河流域の県級地方人民政府は、黄河流域の保護を国民経済及び社会開発計画に組み込まなければならない。

国務院発展改革部門は、国務院の関連部門と協力して、黄河流域の生態保護及び高品質開発計画を策定し、国務院に報告し、承認された後に実施する。

第18条（国務院天然資源主管部門の役割）

国務院天然資源主管部門は、国務院の関連部門と連携して、黄河流域の国土利用計画を編成し、黄河流域の農業、生態、都市等の機能的な配置の手配を行う。恒久的な基本農地、生態保護の赤線（レッドライン）、都市開発の境界線を制定し、国土空間の構造と配置を最適化し、黄河流域の国土空間利用の任務を主導し、国務院に報告し、承認後に実施する。黄河流域の国土利用の特別計画は、黄河流域の国土利用計画と連携しなければならない。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、その行政区域の国土利用計画を作成し、所定の手続きに従い報告し、承認後に実施する。

第19条（国務院水行政主管部門の役割）

国務院水行政主管部門は、国務院の関連部門及び黄河流域の省級人民政府と共に、統一

計画、統一管理、統一日程の原則の下に、法律に従って、黄河流域の総合計画、水資源計画、洪水防止計画等の特別計画を策定し、水資源の節約、保護、開発、利用、及び水害の防止と管理のために、全体的な展開を行う。

黄河流域の生態環境保護計画は、関連する法律、行政法規の規定に従って作成される。

第 20 条（国民経済及び社会発展計画等）

国民経済及び社会開発計画、国土総合利用計画の策定、及び主要な産業政策の制定は、黄河流域の水資源条件と洪水防止要件に適合し、且つ科学的実証を経なければならない。

工業、農業、牧畜業、林業、草産業、エネルギー、交通輸送、観光、天然資源開発等の関連する特別計画及び、及び水資源開発・利用に関する開発区、新区計画は、水資源に関する論証を計画し実施しなければならない。

水資源に関する論証を実施していない場合、或いは論証により水資源強制性管理指標を満たしていないことが認定された場合、計画承認機関は関連する計画を承認してはならない。

第 21 条（用途制限）

国家は、黄河流域の国土利用に対する用途制限管理を実施する。黄河流域の県級以上の地方人民政府の天然資源主管部門は、国土利用計画に従って、管轄範囲内の黄河流域の国土利用実施区分に対して、用途を分類し規制管理を行う。

黄河流域に於ける国土開発・利用活動は、国土利用の用途制限要件を満たさなければならない。且つ法律に従って計画許可を取得しなければならない。

黄河流域に於ける国土利用の用途制限は厳密に管理する。国务院の承認を経ずに、恒久的な基本農地を占有し建設を行うことを禁止する。勝手に耕地を占有したり、非農業目的の建設を行うことを禁止し、耕作地を森林、草地、庭園およびその他の農用地へ転換することを厳しく制限・管理する。

黄河流域の全体的な調整機関は、関連部門を組織して監督・管理を強化し、人工湖、人工湿地などの人工水景観の新建設を厳格に制限・管理する。

第 22 条（管理区分の分類、一定範囲内に於ける化工事業の禁止）

黄河流域の省級人民政府は、その行政地域の生態環境及び資源利用状況に基づき、生態環境区分管理・制御計画及び生態環境アクセスリストを制定し、国务院生態環境主管部門に報告した後、実施する。生態環境区分管理・制御計画及び生態環境アクセスリストは、国土利用計画と連携していなければならない。

黄河の本流及び支流の岸線の一定範囲内に化工园区や化工プロジェクトを新たに建設または拡張することを禁止する。黄河本流の岸線の一定範囲内、及び主要な支流の岸線の一定範囲内に、廢鉱物庫を新たに建設、改造、拡張することを禁止する；但し、安全性の向上、生態環境保護水準の向上を目的とする改造は除外する。主流と支流の目録、及び岸線制限管理範囲は、国务院の水行政、天然資源、生態環境部門の職責に応じて、黄河流域の省級人民政府と共に決定する。

第 23 条（水資源の地域別管理）

国家は、黄河流域に於ける水資源の差別化管理を実施する。国务院水行政主管部門は、国务院天然資源主管部門と共に、黄河流域の水資源の評価と環境収容力の調査評価を定期

的に行う。評価結果は、水資源の過負荷地区、過負荷に近づいている地区、過負荷でない地区の制定に用いる。

水資源が過負荷である地区の県級以上の地方人民政府は、水資源過負荷の処理計画を策定し、節水の強化や産業構造の調整などの措置を講じ、総合的な処理を実施する。水資源が過負荷に近づいている地区の県級以上の地方人民政府は、水資源の過負荷を防止するために制限的な措置を講じなければならない。

第 24 条（河道、湖沼の管理）

国家は、黄河流域の河道、湖沼の管理と保護を強化する。河道及び湖沼の管理範囲は、黄河流域管理機構及び関連する県級以上の地方人民政府が、法律に従ってよって定め、社会に対し公告する。河道や湖沼の管理範囲内に於いて、洪水防止を妨げる建築物や構造物を建設して河勢の安定性に影響を与えたり、河岸や堤防の安全を脅かしたり、其の他河道を妨害し洪水を生じる活動を行うことを禁止する。河道、湖沼水域及び岸線を違法に使用、占有することを禁止する。

河道、湖沼の管理範囲内に於いて渡河、河の下に穴を掘る、堤防を掘削する、および河に接近する等の事業施設の建設は、洪水防止基準に適合し、堤防の安全を脅かさず、河勢の安定性に影響を与えず、洪水と貯水容量を減らさず、勝手に水域と湿地の用途を変更せず、水域の面積を減らしたりしてはならない；洪水の流量と貯水容量を減らすこと、及び水域の面積を減らすことがどうしても実際に避けられない場合は、同等の効果のある代替事業を同時に建設するか、その他の機能での補償措置を講じなければならない。

黄河流域に於ける水力発電開発は、科学的論証を経て、国家開発計画、黄河流域総合計画、及び生態保護要件に適合するものでなければならない。黄河流域に於いて既建設の小型水力発電施設であって、生態保護要件を満たしていない場合、県級以上の地方人民政府は、是正改善に分類して改善するか或いは徐々に撤退する措置をしなければならない。

第 25 条（洪水、沈砂防止等）

黄河流域管理機構は、洪水防止と沈泥減少、都市・地方への給水、生態保護、灌漑用水、水力発電等の目標を調整し、水資源、水と砂、洪水防止と氷結による堰き止め防止のための総合的な調整体系を確立し、黄河本・支流で制御管理された水事業の統一的な調整を実施し、流域の水安全を確保し、水資源の総合的利益を十分に活用する。

第 3 章 生態保護及び修復

第 26 条～第 40 条； 省略

第 4 章 水資源の保全と集中利用

第 41 条～第 51 条； 省略

第 5 章 水と土砂の管理制御及び治水安全

第 52 条～第 61 条； 省略

第 6 章 汚染防止

第 62 条（黄河流域の水質環境基準）

国務院生態環境主管部門は、**黄河流域の水質環境基準**を策定する責任を有し、国家水質環境基準中の**未制定の項目について補足規定を作成**することもできる；**国家水質環境基準**で既に規定されている項目について、**より厳しい規制を設けることができる**。黄河流域の水質環境基準の策定は、国務院の関連部門及び関連する省級人民政府の意見を求めなければならない。黄河流域の省級人民政府は、黄河流域の水質環境基準よりも厳しい地方水質環境基準を策定することができ、記録を国務院生態環境主管部門に報告する。

第 63 条（地域の水質汚染物質排出基準の設定）

黄河流域の省級人民政府は、国家水質汚染物質排出基準が設定されていない特別な産業、特有な汚染物質、及び国家が明確に要求している特定水質汚染源或いは水質汚染物質に対して、**地域の水質汚染物質排出基準を補足的に制定**し、記録を国務院生態環境主管部門に報告しなければならない。

以下のいずれか一つ状況に該当する場合、黄河流域の省級人民政府は、国家水質汚染物質排出基準よりも厳しい地方水質汚染物質排出基準を策定し、記録を国務院生態環境主管部門に報告しなければならない。

- (1) 産業が密集し、水環境問題が突出して発生した。
- (2) 既存の水質汚染物質排出基準では、黄河流域の水質環境要件を満たせない場合。
- (3) 流域や地域の水質環境状況が複雑であり、統一的な水質汚染物質排出基準を適用することが出来ない場合。

第 64 条（汚染物質排出の総量規制）

国務院生態環境主管部門は、水質環境品質の改善目標及び水質汚染防止要件に基づいて、**黄河流域に於ける各省級行政区域の主要な汚染物質排出の総量規制指標を決定する**。黄河流域の水質環境品質が標準に達していない水機能活用地区の場合、省級人民政府の生態環境主管部門は更に厳しい汚染物質排出総量の削減措置を実施し、期限内に水質環境品質目標を達成しなければならない。汚染物質を排出する企業及び事業組織は、要件に従って、汚染物質排出の総量を管理制御する措置を講じなければならない。

黄河流域に於ける県級以上の地方人民政府は、汚水、固形廃棄物の収集、処理、処分等の環境インフラの構築、施設の正常な運用確保を強化し、地域の状況に応じた農村部に於けるトイレ改修、家庭ごみ処理と下水処理を推進し、黒く臭い水を無くします。

第 65 条（排水口の設置手順）

黄河流域の河川、湖沼に、汚水排出口を新設、改造又は拡張する場合、管轄権を持つ生態環境主管部門或いは黄河流域の生態環境監督管理機関に報告し、承認されなければならない。洪水防止、給水、堤防安全、河川の勢いに影響を与える可能性のある汚水排出口の場合、生態環境主管部門或いは黄河流域の生態環境監督管理機関は、調査及び承認の際に、県級以上の地方人民政府の水行政主管部門或いは黄河流域管理機関の意見を求めなければならない。

水質環境目標を達成していない水機能区域では、集中型污水处理施設などの重要な民生プロジェクトの汚水排出口以外には、汚水排出口の新設、改造、又は拡大を厳格に規制管理しなければならない。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、その行政区域の河川、湖沼の污水排出口に対して、組織的に調査、是正を行い、責任主体を明確にし、分類管理を実施しなければならない。

第 66 条（化工園區設置等のリスク評価）

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、河川や湖沼に沿った、ごみ埋め立て場、ガソリンスタンド、化工園區及び化工プロジェクト等の主要な地下水汚染源及び周囲の地下水環境潜在リスクに関する調査と評価を行い、リスクの防止と是正措置を講じなければならない。

黄河流域に設けられている市級以上の地方人民政府の生態環境主管部門は、地下水汚染に関する主要な監視対象事業体のリストを制定し公布しなければならない。地下水汚染に関する主要な監視対象事業体は、自主的な監視測定計画を策定し、監視測定データを、地域の市級以上地方人民政府の生態環境主管部門に報告しなければならない。

第 67 条（重点管理地区の指定）

黄河流域の市級以上地方人民政府の生態環境主管部門は、地下水汚染防止・管理の重点地区を制定し、環境アクセス、潜在危険性の調査と排除、リスクの管理と制御などの管理要件を明確にする。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、石油及びガス採掘地域等における地下水汚染の防止に関する監督管理を強化しなければならない。黄河流域における石層メタン（シェールガス）、高圧ガスなどの非在来型天然ガスの開発の場合、生成する破砕液と採出水の処理と処分に於いて、土壌及び地下水を汚染してはならない。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、黄河流域の土壌の生態環境保護を強化し、新たな土壌汚染を防止し、地域の状況に応じた土壌汚染リスクの管理、制御及び修復を促進しなければならない。

第 68 条（有害な化学物質の定期的監視）

国務院の生態環境主管部門は、黄河流域における大気、水、土壌、及び生物中における有毒有害な化学物質の調査と監視を定期的組織的に行い、国務院の衛生健康等の主管部門と協力して、黄河流域の有毒有害な化学物質の環境リスク評価と管理制御を実施する。

第 69 条（農業関連資材の使用監視）

黄河流域の県級以上の地方人民政府及びその関連部門は、農薬、肥料などの農業投入物品の使用を指導し、使用総量を抑制し、また技術サービスにより病虫害のグリーン予防等の先進技術活用を促進し、灌漑地域の農地の排水循環使用を実施し、農業汚染源の監視と早期警告を強化する。黄河流域の農業生産経営者は、化学的合理的に、農薬や化成肥料などの農業投入物を施用し、農業用フィルムなどの農業廃棄物を科学的に処理および処分し、農作物藁を総合的に利用し、家畜、家禽、および水産養殖による汚染防止を強化しなければならない。

第 7 章 高品質発展

第 70 条（地方振興戦略等の実行）

国務院及び黄河流域の県級以上の地方人民政府及び関連部門は、協同して、地方振興戦

略、進歩的都市化戦略、及び中部振興、西部大開発等の地域協調発展戦略を実施する。地域の状況に応じて「一帯一路」の共同建設に参加し、都市と農村のインフラ建設と産業開発を調整し、都市と農村の生活環境の建設政策とシステムを改善し、基本的な公共サービスシステムを確立・改善し、都市部と農村部の統合開発を促進する。

国務院の関連部門及び黄河流域の県級以上の地方人民政府は、生態環境、水資源等に対する制約及び都市開発に於ける境界管理を強化し、黄河流域の上・中流域における新しい開発区の建設を厳格に管理制御し、節水型都市、海綿都市（貯水利用）の建設を促進し、中核市や地方都市の総合的な環境収容力と公共サービス能力を向上させなければならない。

第 71 条（農村開発）

国務院の関連部門と黄河流域の県級以上の人民政府は、農村の配置を科学的に計画し、生態保護と農村開発を調和させ、農村に於ける公共インフラの建設を強化し、農村における産業の統合開発を促進し、グリーンエネルギーと低炭素エネルギーの使用を奨励し、農家住宅と村の建設の近代化を加速し、農村様式を形成し、生態的に住みやすく美しい村を建設しなければならない。

第 72 条（高水消費、高汚染事業等の制限）

黄河流域の産業構造と配置計画は、黄河流域の生態系と資源の環境収容力に適合してなければならない。**黄河流域に於ける高水消費、高汚染或いは高エネルギー消費のプロジェクトの配置を厳しく制限します。**

黄河流域の石炭、火力、鉄鋼、コークス、化学工業、非鉄金属等の産業は、クリーン生産を実施しなければならず、法律に従って強制的なクリーン生産の監査を実施する。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、企業のクリーン生産への改造を推進し、工業的省エネの応用や、資源の総合活用などの先進的且つ適用可能な技術設備の推進を組織的に行うための措置を講じ、グリーン製造体系を改善しなければならない。

第 73 条（通信ネットワーク等のインフラ構築）

国家は、黄河流域における通信ネットワーク、データセンター、IOT（モノのインターネット）などの新しいインフラストラクチャの構築を奨励し、スマート市政やスマート建設などの新しい都市インフラストラクチャの構築を推進し、輸送、水利用、エネルギー、防災減災などのインフラ施設のネットワークを改善する。

黄河流域の県級以上の地方人民政府は、製造業の質の高い発展と資源産業の変革を促進し、地方の状況に応じた特徴と利点を備えた近代産業を発展させなければならない。産業構造、エネルギー構造、交通輸送構造などの最適化と調整を促進し、炭素ピークアウトとカーボンニュートラル（炭素中和）を促進する。

第 74 条（農業の近代化促進）

国家は、黄河流域に高い水準の農地、近代的な畜産生産基地、植物資源と種子生産基地の建設を奨励し、地域の状況に応じて塩分土壌での農業技術の研究開発と応用を展開し、地方品種の地理的表示製品保護申請を支援し、現代の農業サービス産業を発展させる。

国務院の関連部門及び黄河流域の県級以上地方人民政府は、農業産業構造を組織的に調整し、農業産業配置を最適化し、地域の有利な産業を発展させなければならない。

第 75 条（黄河流域の科学技術振興）

国务院の関連部門及び黄河流域の県級以上の地方人民政府は、黄河流域における科学技術革新を奨励・支援し、社会的資金によって開発と応用促進の成果が得られるように導き、黄河流域の科学・技術的革新能力を向上させなければならない。

国家は、黄河流域に於ける科学技術成果転換基金を設立するための社会基金を支援し、科学技術への融資及び投資システムを改善し、政府調達、技術基準、インセンティブメカニズムなどを総合的に運用して、科学技術成果の応用使用を促進する。

第 8 章 黄河文明の保護と継承促進

第 76 条～第 83 条；省略

第 9 章 保護と監督管理

第 84 条～第 90 条；省略

第 10 章 法律責任

第 91 条～第 103 条；省略

第 11 章 附則

第 104 条（用語の定義）

（1）黄河本流とは、黄河の源流から黄河の河口までを指し、流路は青海省、四川省、甘肅省、寧夏回族自治区、内蒙古自治区、山西省、陝西省、河南省、山東省の主要河川範囲を指す（海を含む）。

（2）黄河支流とは、黄河本流に直接または間接的に流入する河川を指し、支流は、一級支流と二級支流等に分けられる。

（3）黄河の重要な支流は、湟水、洮河、祖厉河、清水河、大黒河、皇甫川、窟野河、无定河、汾河、渭河、伊洛河、沁河、大汶河などの 13 の一級支流である。

（4）黄河氾濫原とは、黄河流域の河川管理範囲内の地域で、歴史的な理由により、人々が生活し耕作する氾濫原であり、洪水の放出、洪水の保持、砂の堆積の機能がある。

第 105 条（施行日）

本法は 年 月 日から施行する。